

公契約関係競売入札妨害に係る指名停止について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

平成28年3月3日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 宇田川 泰彦
契約管理係長 奥間 朝宏
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 前城 政和
管理第二係長 知名 紀枝
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

公契約関係競売入札妨害に係る指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(株) N J S	東京都新宿区富久町6-8

2. 指名停止措置期間：

平成28年3月3日～平成28年6月2日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

株式会社NJSの社員らは、千葉市が発注した下水処理施設の設備更新に関する設計業務の入札において、同市職員から予定価格について情報提供を受けたとして、平成28年1月7日、千葉県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。更に千葉市が発注した別の設計業務の入札においても同市職員から予定価格について情報提供を受けたとして、平成28年1月28日、千葉県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で再逮捕され、同容疑で新たに社員1名が逮捕された。また、不正を隠すために書類を偽造したとして、同日、証拠隠滅罪で新たに役員1名が逮捕された。さらに、平成28年2月10日、元執行役員1名が公契約関係競売入札妨害により逮捕され、現執行役員が証拠隠滅容疑で逮捕された。

5. 指名停止措置理由

株式会社NJSの元執行役員が、千葉市発注業務にて公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されたことは、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号口に該当するとして指名停止措置を行った。

○指名停止要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、 <u>一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる 場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12 号に掲げる場合を除く。）。</u>	逮捕又は公訴を知った 日から
イ 当局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ <u>当局の所管する区域外の他の公共機関の職員</u>	1ヵ月以上12ヵ月以内